

農業・漁業経営フォローアップ資金 (令和5年大雨災害に係る特例措置)

「農業・漁業経営フォローアップ資金(令和5年大雨災害に係る特例措置)」は、令和5年7月14日から的大雨により被害を受けた農業者等が、経営再建のために必要な資金を、融資機関が無利子で融資する制度です。

- ◆融資対象者は、市町村長が被害認定した農業者、漁業者となります。
- ◆お問い合わせは、お近くの農業協同組合等の金融機関、県地域振興局(農林部農業振興普及課)、市町村(農政担当課)へご相談ください。

名 称	農業・漁業経営フォローアップ資金(令和5年大雨災害に係る特例措置)
資 金 使 途	大雨災害の被害を受けた農業・漁業経営の再建に必要な経費 (既往負債の借換・償還に係るものを除く)
融 資 対 象 者	市町村長が被害認定した秋田県内農業者(農業法人等を含む)、漁業者
貸付限度額	個人500万円、法人2,500万円 ※被害額を限度とする
貸付利率	無利子
償還期限	10年以内(うち、据置期間3年以内)
そ の 他	<p>○ 実際の融資限度額は、被害認定額から、減収を補うために受け取る共済金や補助金等の諸対策金額を除いた金額です。</p> <p>○ 資金用途を例示すると、農地や機械・施設等の復旧のための経費(雇用労賃、機械等のレンタル料、薬剤散布、修繕費等)、次年度の再生産に向けた資材費、種苗費、素糞導入費等の営農のための資金が対象となります。生活資金としては利用できません。</p> <p>○ 本資金の取扱いは、令和6年3月末までです。</p> <p>○ 秋田県農業信用基金協会又は全国漁業信用基金協会の債務保証が受けられます。</p>